

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

廣島県人事委員会
委員長 加藤

誠

廣島県人事委員会規則第九号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年廣島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一行政職給料表のハの表四級の部本庁の項中

一 秘書広報室長
二 職員給与室長
三 人事管理監
四 職員管理監
五 社会教育監
六 教育指導監
七 校務指導監
八 経営企画監
九 全国高等学校総合文化祭推進監

同表五級の部本庁の項中

一 参与
二 県立学校改革担当課長

三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務
別表第一の六医療職給料表(イ)の表四級の部本庁の項中

別表第一の一教育職給料表(イ)の表二級の部中

を

を

を

1 市町立の小学校、中学校及び中等教育学校
2 市町立の小学校又は中学校の教諭の職務

学校又は中学校の教諭の職務

1 市町立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校
2 市町立の小学校又は義務教育学校の教諭の職務

学校又は義務教育学校の教諭の職務

一 部長
二 三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

一 参与
二 県立学校改革担当課長

を

一 秘書広報室長
二 職員給与室長
三 人事管理監
四 職員管理監
五 社会教育監
六 教育指導監
七 校務指導監
八 経営企画監
九 教育支援推進監
十 グローバルリーダー育成校設置準備推進監

を

一 部長
二 三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

に改める。

に改める。

に改め、

同表二級の部中

「市町立の小学校
又は中学校の教
頭の職務」

「同表四級の部中
市町立の小学校
又は中学校の校
長の職務」

を

を

「市町立の小学
校、中学校又は
義務教育学校の
教頭の職務」

「市町立の小学
校、中学校又は
義務教育学校の
校長の職務」

に改め、

に改める。

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則